

「住宅事業建築主が住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針」を制定する告示案概要

1. 趣旨

第169回国会において、エネルギーの使用の合理化に関する法律（平成54年法律第49号）の一部が改正され、建築物の販売又は賃貸の事業を行う者に対し、省エネ性能の表示による一般消費者への情報提供の努力義務が追加された。

このため、戸建住宅を建築し販売する住宅事業建築主が、一般消費者に対し、住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針について、所要の事項を定めることとする。

2. 概要

住宅事業建築主は、次のとおり、住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能をラベルにより表示することにより、一般消費者への情報提供に努めるものとする。

（1）表示事項

住宅事業建築主が住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の表示を行う場合には、次に定める事項を表示すること。

- ① 住宅における一次エネルギー消費量が住宅事業建築主の判断の基準に規定する基準一次エネルギー消費量以下となるときは、その旨
- ② 住宅の断熱措置が、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準又は住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針に相当するときは、その旨

（2）遵守事項

（1）の表示事項は、ラベルの住宅本体への貼付若しくは刻印又は広告、パンフレットその他の住宅とラベルとの対応関係が明らかな印刷物への印刷により、見やすい箇所に表示すること。

3. 施行期日

平成21年4月1日